

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	3	1	(1)	⑤	事業の内容	本件の入札では、町田忠生小山エリア給食センターと南エリア給食センターの2施設を一括の入札で行うのでしょうか。	本事業が対象とする施設は実施方針1(1)⑤1)に示す2施設です。 なお、実施方針2(1)①に示すとおり、本事業に係る事業者の選定は公募型プロポーザル方式にて実施する予定です。
2	実施方針	3	1	(1)	⑤	1)a)工)施設の概要	併設する施設で消防器具置場とありますが、要求水準P.7では防災備蓄倉庫もあります。どちらでしょうか	要求水準書(案)に記載のとおり、町田忠生小山エリア給食センターには、消防器具置場及び災害備蓄倉庫を設置します。
3	実施方針	4	1	(4)	⑤	4)c)維持管理業務	雨水調整池の警備業務とは、防犯カメラによる侵入抑止や記録でしょうか。	フェンス等で物理的に侵入防止の措置を施せば、防犯カメラの設置を要するものではありません。
4	実施方針	4	1	(1)	⑤	4)c)維持管理業務	「雨水調整池を事業範囲に含む」とありますが、どのような維持管理業務の内容を想定されているのでしょうか。	月毎に管理状況を報告するとともに、施設状況に応じて浚渫等を行います。 詳細については、要求水準書添付資料「提出書類一覧」において、必要な作業及び報告項目を示します。
5	実施方針	4	1	(1)	⑤	4)d)運営業務	d)運営業務に食材調達・研修支援業務とありますが、食材の調達は市との理解でよろしいですか。	食材調達・検収支援業務については、要求水準書(案)2(4)②に記載のとおりです。
6	実施方針	5	1	(1)	⑤	5)市が行う業務	市が行うとしている業務のうち、事業者側で実施可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書(方針・体制・所要費用)を、市に提案することができるとありますが、今回の事業選定に加点されるかどうかご教示ください。	公募時に公表する事業者選定基準にて示します。
7	実施方針	5	1	(1)	⑤	5)市が行う業務	「市が行うとしている業務のうち、事業者側で実施可能な業務がある場合は、その業務に関する実施計画書を、市に提案することができる。」とありますがこの実施計画書は評価の対象になるということで考えて宜しいでしょうか。	公募時に公表する事業者選定基準にて示します。
8	実施方針	5	1	(1)	⑤	5)市が行う業務	実施方針には市が行う業務として「食材調達・検収業務」は市が行う業務となっています。一方、要求水準書案19ページには、食材発注業務と検収業務は事業者となっています。どちらでしょうか。 また、要求水準書案39ページには「食材調達支援」という業務が入っています。	食材調達・検収支援業務については、要求水準書(案)2(4)②に記載のとおりです。
9	実施方針	5	1	(1)	⑤	5)b)運営業務等	消防器具置場、および詰所の清掃など維持管理は市が行う業務と考えてよろしいでしょうか。ご教授下さい。	消防器具置場の維持管理業務は、事業者の業務範囲です。
10	実施方針	5	1	(1)	⑤	5)b)運営業務等	「街区公園維持管理業務」について、どのような業務内容を想定されているのでしょうか。	植栽管理、清掃、遊具の保守点検・修繕等を想定します。
11	実施方針	6	1	(2)	⑤	6)給食センターの新たな価値形成に係る事業内提案事業及び事業者の提案による自主事業	「自主事業」について、必須事業となるのでしょうか。可能であれば、加点項目として頂きたいと思えます。 付帯事業を運営する事業者は数少ないため、本来の給食センターの健全な管理運営よりも付帯事業が重視された提案になってしまいます。	事業者の提案によります。基本計画に示すコンセプト「地域みんなの健康づくり拠点」の趣旨に鑑み、ご提案ください。 審査方法については、公募時に公表する事業者選定基準にて示します。
12	実施方針	6	1	(1)	⑤	7)事業者の収入	建設の対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメント費用、エージェンツ費用及びFA費用)、及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
13	実施方針	6	1	(1)	⑤	7)事業者の収入	開業準備費用は、開業準備期間終了後一括で支払われる認識で宜しいでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
14	実施方針	7	1	(1)	⑤	7)b)運営・維持管理の対価	「維持管理期間中に支払う対価は、固定対価と変動対価に分け、固定対価には、施設・設備の保守管理…」とありますが、施設・設備の保守費用にも老朽化などの変動要素があります。それらも含めて固定対価なのでしょう。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
15	実施方針	7	1	(1)	⑤	7)c)自主事業の収益	SPCの安定運営のため、自主事業の実施母体はSPCではなく、運営企業など構成員もしくは協力企業、構成員からの下請け企業としてもよろしいでしょうか？	自主事業の実施主体はSPCを想定します。 SPCからSPCの構成員または協力企業が委託を受け、実務を実施することは可能です。また、当該構成員または協力企業が、自社の責任において、他社に一部を再委託して実施する場合、当該再委託先も「その他の業務を行う者」としての参加資格要件及び「応募者の参加資格要件(共通)」を満たす必要があります。
16	実施方針	7	1	(1)	⑤	8)施設使用料	自主事業を行う場合、センター稼働日以外(土日祝日や深夜の時間帯)の使用は可能でしょうか。また、市職員不在時の施設使用は可能でしょうか。	事業者からの提案を市と協議いただき、施設運営上支障ないと判断された場合、可能とします。 詳細は、公募時に事業契約書(案)にて示します。
17	実施方針	8	1	(1)	⑤	12)遵守すべき法制度等	において遵守すべき法制度として「建築基準法等関係法令、条例、規則、要綱等」とありますが、確認申請や開発許可申請(開発行為となる場合)の申請者は事業者となるのでしょうか？ もしくは町田市長の申請として計画通知となるのでしょうか？開発許可申請は適用除外となるのでしょうか？	申請者は事業者です。 また、PFI事業に開発行為が含まれる場合であって、当該開発行為が都道府県等が実施する開発行為と同等と認められるときは、都市計画法施行令第21条第26号に該当する開発行為については許可不要と解します。
18	実施方針	9	1	(1)	②	審査の方法	資格審査・提案審査の採点詳細はお示しいただけますでしょうか？	公募時に公表する募集要項及び事業者選定基準にて示します。
19	実施方針	9	2	(1)	③	選考委員会の設置と評価	「接触等の働きかけを行った場合は失格とする」とありますが、接触を注意するうえで審査員の公表をお願いします。	公募時に公表する事業者選定基準にて示します。
20	実施方針	10	2	(2)		▼募集・選定スケジュール	表内の「募集要項等に関する質問回答の公表(2回目)」の日程が「2020年9月下旬」となっております。こちらは2022年9月下旬と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。
21	実施方針	10	2	(2)		▼募集・選定スケジュール	8月上旬に給食センター予定地・配送予定校現地見学会と記載ございますが、配送予定校全てを見学出来ると言う理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
22	実施方針	10	2	(2)		▼募集・選定スケジュール	予定価格は募集要項等の公表時に同時に公表されると考えて宜しいでしょうか。	公募時に公表する募集要項にて示します。
23	実施方針	10	2	(2)		▼募集・選定スケジュール	プレゼンテーションは1事業者あたり何分を予定されておりますでしょうか？質疑時間はどのくらいを予定されておりますでしょうか？説明員は何名まで出席が可能かお示しいただけますでしょうか？	プレゼンテーション審査に進んだ応募者に対し、実施日程とともに実施方法をお示しします。
24	実施方針	12	2	(3)	⑩	基本協定の締結、仮契約の締結	事業契約書を締結した時点で基本協定書の目的は達成され、また事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の有効期間は事業契約締結迄となる認識で宜しいでしょうか。	公募時に公表する基本協定書(案)にて示します。
25	実施方針	12	2	(3)	⑩	基本協定の締結、仮契約の締結	基本協定書の違約金における連帯債務等は、構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり参入障壁が高くなるため、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとなる認識で宜しいでしょうか。	公募時に公表する基本協定書(案)にて示します。

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
26	実施方針	12	2	(4)	①	1)応募者の構成等	SPCから間接的に業務の受託・請負をし(構成員や協力企業からの再委託等)、かつSPCに出資することは可能でしょうか。またその場合、当該企業は構成員や協力企業ではなくその他出資者となる認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施方針	12	2	(4)	①	1)応募者の構成等	弁護士事務所や会計事務所、税理士法人などは、SPCから直接業務を受託する場合でも、協力企業とはならない理解で宜しいでしょうか。	弁護士法人、会計事務所、税理士法人は、協力企業と位置づけなくても問題ありません。
28	実施方針	12	2	(4)	①	1)応募者の構成等	SPCの資金調達業務や事務管理業務等、SPCのマネジメント業務以外のSPCの運営に係る業務を担う企業については、弁護士事務所や会計事務所、税理士法人などと同様に、特定目的会社から直接業務を受託する場合でも、応募者(構成員や協力企業)となるかは事業者の提案とさせていただきます。	運営業務に関連する業務を担う企業は、構成員または協力企業として位置づけてください。
29	実施方針	12	2	(4)	①	1)応募者の構成等	SPCから直接業務を受託する場合でも、応募者として入札参加書類を提出しない場合(弁護士事務所やFA企業など)、当該企業がSPCに出資する場合でも基本協定書の当事者とはならないという理解でよろしいでしょうか。	SPCに出資する場合、当事者となることが望ましいです。
30	実施方針	14	2	(4)	①	3)a)設計業務を行うもの	エ)「HACCP対応施設に対する相当の実績等」について、PUBDISIにて、本文)を証すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	実施方針	15	2	(4)	①	3)c)工事監理業務を行うもの	エ)「HACCP対応施設に対する相当の実績等」について、工事監理実績ではなく、設計実績で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	実施方針	15	2	(4)	1	3)b)才)建設業務を行う者	1回3,000食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の建設実績を有していることを要件とされていますが、市内及び近隣の自治体を含め、実績を有している企業は極めて少ないかと思えます。技術的に見ても他多くの自治体でも参加要件にされています公共事業における延床3,000㎡程度の施工実績でも可能と読み替えてよろしいでしょうか。	読み替えは不可とします。 公募時に公表する募集要項にて参加資格要件を改めて示します。
33	実施方針	16	2	(4)	①	3)e)調理業務を行う者	実務経験が10年以上を証する書類として、自社様式の履歴書を参加表明書の提出時に添付すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細は、公募時に公表する様式集にて示します。
34	実施方針	16	2	(4)	①	3)f)維持管理業務を行う者	維持管理業務を行う者については、他の業務で求められている「1回3000食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設等」の実績は必要ないのでしょうか。	必要ありません。
35	実施方針	16	2	(4)	①	3)f)維持管理業務を行う者	「維持管理業務を行う者」について、参加資格要件が【電子調達サービスにおいて市に登録があること】のみのため、参加資格要件を「3000食以上を提供する学校給食施設又は集団調理施設の維持管理経験があること」としていただけないでしょうか。今の参加資格要件では給食センターの維持管理経験が無い事業者も参加できてしまいます。給食センターは特殊な設備等がある食品工場のため、経験のある事業者が維持管理を行うことで安心安全な給食が提供できると考えます。	原案どおりとします。
36	実施方針	17	2	(4)	③	SPCの設立等に関する要件	SPCの所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。その場合、建設期間中は町田市内に登記し、建設後に本事業用地に変更登記する事もお認め頂けますでしょうか。	可能です。
37	実施方針	17	2	(4)	③	SPCの設立等に関する要件	特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	No.36の回答をご参照ください。

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
38	実施方針	17	2	(4)	③	SPCの設立に関する要件	SPCを町田市に設立とありますが、今回建設予定の給食センターについての登記は可能でしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
39	実施方針	18	2	(5)	②	事業者選定基準	市の財政支出額とありますが、事業の予定価格をお示しください。	公募時に公表する募集要項にて示します。
40	実施方針	20	3	(2)	①	2)運営・維持管理段階	「事業者の財務状況についても確認」とありますが、応募にあたって、財務状況の確認はないとの理解でよろしいでしょうか。	公募時に公表する募集要項及び事業者選定基準にて示します。
41	実施方針	22	4	(1)	①	町田忠生小山エリア給食センター事業用地(旧忠生第六小学校)	給食センターを建設するのに建蔽率50%容積率100%建築面積3000㎡未満の条件ではかなり狭小となりそうですが、相違ないのでしょうか。	相違ありません。
42	実施方針	22	4	(1)	②	南エリア給食センター事業用地(東光寺公園調整池上)	給食センターを建設するのに建蔽率60%容積率200%敷地面積3043㎡の条件ではかなり狭小となりそうですが、相違ないのでしょうか。	相違ありません。
43	実施方針	22	4	(1)	②	南エリア給食センター事業用地(東光寺公園調整池上)	敷地面積3,043㎡に対して建築可能面積をご教示願います。	要求水準書に示す諸条件を満たした面積です。 なお、公園部分(800㎡以上)は敷地面積に加入できません。
44	実施方針	23	4	(1)	②	南エリア給食センター事業用地(東光寺公園調整池上)	南エリア給食センター事業用地で公園を再配置(要求水準P.30撤去工事)をするということは仮囲いは現在の公園部分も含むとの考えで宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
45	実施方針	23	4	(1)	②	南エリア給食センター事業用地(東光寺公園調整池上)	南エリア給食センター事業用地で公園を再配置(要求水準P.30撤去工事)をするということは仮囲いは現在の公園部分も含むとの考えで宜しいでしょうか	No.44の回答をご参照ください。
46	実施方針	23	4	(2)	①	基本的な考え方	「災害時において、炊き出し機能等、地域で食の面から活躍できる施設とする。」と記載がありますが、添付資料16-2に記載の炊き出し釜などの備蓄品・食料の範囲内と考えてよろしいでしょうか。別途給食センターの調理機や発電機を使用する炊き出しを希望される場合は、食数、時間、日数、調理内容をご提示ください。	事業者の提案によります。 「災害時において地域で食の面から活躍できる施設」の趣旨を踏まえ、ご提案ください。
47	実施方針	24	4	(2)	②	施設機能	一般開放用便所での開放時間は24時間でしょうか。想定時間があるようでしたらご教示願います。	事業者の提案によります。 周辺環境を鑑み、利用のされ方を想定した上で、適正な管理が可能な範囲で、ご提案ください。
48	実施方針	24	4	(2)	②	1)c)イその他機能	本センター配送対象校以外の牛乳パックはどのような方法で何時頃回収が予定されていますでしょうか？	中学校分は、事業者の提案によります。 小学校分は、提供翌日の午前中を想定します。
49	実施方針	29	資料1	No.1		リスク分担表(法令リスク)	「本事業に直接関係する法令の新設・変更等」は市の負担となっておりますが、施設所有者に係る法令変更、法令解釈変更の場合は、市負担と考えてよろしいでしょうか。 例えば、市が所有している施設・設備が法令変更により新たな点検項目が実施された場合等。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
50	実施方針	29	資料1	No.1		リスク分担表 (法令リスク)	法令変更により新たな点検制度等が設けられ、本事業の維持管理業務にも該当する新たな点検を行うこととなった場合、追加費用は市のリスクと認識でよろしいでしょうか。事業者は、入札時点で、法令変更による点検費用の増加を見込むことはできません。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
51	実施方針	29	資料1	No.3		リスク分担表 (税制度リスク)	事業者の利益に係る税制度の新設・変更のリスクは市の負担でお願い出来ないでしょうか。	原案どおりとします。
52	実施方針	29	資料1	No.3,4		リスク分担表 (税制度リスク)	本事業において事業所税が課税される場合、入札における公平性の観点から、資産割の事業所税額を積算するための、課税対象の諸室区分の考え方を明示して頂けますでしょうか。 (例) 課税対象:給食エリア、一般エリア(事業者専用部分※福利厚生施設である休憩室を除く。) 非課税:一般エリア(市専用部分)、各配送校の配膳室、特定目的会社所在地 ※共用部分については、課税対象の延床面積と非課税の延床面積の按分により積算	事業者において事業所税(資産割)が課税される対象となる事業所床面積は、家屋全体の床面積(「家屋」とは一般的に固定資産税における家屋の概念と同様)から、勤労者の福利厚生施設等の非課税部分と市専用部分を除いたものとなります。 なお、勤労者の福利厚生施設等の非課税部分及び市専用部分の対象判断は、実際の施設の使用実態により行われることとなります。 また、市と事業者の共用部分がある場合、各々の専用部分を基礎とした按分計算を行うことにより、当該共用部分のうちの事業所床面積を算出します。 共用部分に該当するか否かの判断についても、実際の施設の使用実態により行われることとなります。
53	実施方針	29	資料1	No.4		リスク分担表 (税制度リスク)	本事業において事業所税が課税される場合、事業所税の税率変更リスクはリスク分担表NO.4に該当し、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	リスク分担表は、あくまで大まかなリスク分担の考え方を示したものであり、ご質問のような個別具体的なケースを網羅的に整理したものではありません。 また、現時点で市は、消費税及び地方消費税を除き、税率変更の度に支払額を変更するために事業契約を変更することは想定しておりません。(税率が上がっても増額せず、税率が下がっても減額しません)
54	実施方針	29	資料1	No.7		リスク分担表 (環境保全リスク)	悪臭や排水水質の悪化の原因が、学校での残渣の分別、残った牛乳の混入の場合は、市側のリスクとしていただけませんか。特に牛乳が多量に排水処理施設に混入すると悪臭や水質悪化の原因となります。可能な限り、廃棄物として処理していただけますようお願い致します。	当該リスクは、事業者が行う業務に起因するものを指しています。 事業者が適切に業務を履行して悪臭や水質悪化が発生した場合、事業者がリスクを負うことはありません。
55	実施方針	29	資料1	No.8,9		リスク分担表 (不可効力リスク)	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のものが事業者負担とされていますが、この範囲についてどのように想定されているかお示しください。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
56	実施方針	30	資料1			リスク分担表 【建設段階】	東光寺公園の調整池について公開されている資料以外の地中障害物があった場合のリスク分担は市と考えれば宜しいでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
57	実施方針	30	資料1	No.18		リスク分担表 (建設リスク)	事業用地の土壌汚染並びに地中障害物、埋設文化財等に関する資料は入札公告時に公表との解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)1(3)に示す「立地条件・敷地条件」のとおりです。 なお、実施方針2(1)①に示すとおり、本事業に係る事業者の選定は公募型プロポーザル方式にて実施する予定です。
58	実施方針	31	資料1	No.20		リスク分担表 (施設の契約不適合リスク)	契約不適合責任期間内とは、事業期間との解釈でよいでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
59	実施方針	31	資料1	No.20		リスク分担表 (施設の契約不適合リスク)	事業期間内に法令変更により本施設が、既存不適合となった場合、改修などのリスクは施設を所有する市側のリスクとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

< 実施方針に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
60	実施方針	31	資料1	No.32 ・33		リスク分担表 (異物混入リスク)	異物が調理・配送・配膳時か配膳以降か判断できない場合は、協議ということでしょうか。	公募時に公表する事業契約書(案)にて示します。
61	実施方針	31	資料1	No.35		リスク分担表 (食物アレルギー対応)	アレルギー対応リスクの「食材調達時の誤り」が事業者リスクになっていますが、貴市が審査し指定した食材納入業者が誤って納品した場合が想定されますので、貴市のリスク分担に該当しませんでしょうか。	要求水準書(案)2(4)②に規定のとおり、食材の発注・荷受け・検収は事業者の業務であり、当該リスクは事業者が負うものと解します。
62	実施方針	31	資料1	No.40		リスク分担表 (配送及び配膳遅延リスク)	食材の納入遅延による遅延リスクは貴市の負担ではないでしょうか。	食材の発注・荷受け・検収に係る事業者の業務において、事業者の責に帰する遅延が生じた場合、事業者リスクと解しますが、一部修正して改めてご提示します。
63	実施方針	31	資料1	No.40		リスク分担表 (配送及び配膳遅延リスク)	食材の納入遅延による遅延が事業者となっていますが、市による調達食材の遅延は異なるとの理解でよろしいでしょうか	No.62の回答をご参照ください。
64	実施方針	31	資料1	No.40		リスク分担表 (配送及び配膳遅延リスク)	食材の納入遅延による遅延のリスク分担が事業者となっております。貴市が審査し指定した食材納入業者の納入遅延(調理業務でもリカバリーできないような大幅な遅延)に起因し、配送対象校への配送が遅れた場合は、貴市のリスク分担に該当しませんでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
65	実施方針	31	資料1	No.40		リスク分担表 (配送及び配膳遅延リスク)	「40食材の納入遅延による遅延」は事業者とありますが、どのような事由により事業者のみの責任となるのでしょうか。	No.62の回答をご参照ください。
66	実施方針	31	資料1	No.40		リスク分担表 (配送及び配膳遅延リスク)	食材の納入遅延による給食提供遅延につきましては事業者でコントロールが難しい為、リスク分担は事業者ではなく市としていただきます事は可能でしょうか？	No.62の回答をご参照ください。
67	実施方針	32	資料1	No.42		リスク分担表 (配食器等破損リスク)	食器等破損リスクが帰責者問わず、事業者との事ですが、学校内での破損につきましては、市のリスクとしていただけませんか。	要求水準書(案)3(6)4)に規定するとおり、事業者が用意する予備により破損対応を行う想定で、事業者リスクとしていましたが、一部修正して改めてご提示します。
68	実施方針	32	資料1	No.42		リスク分担表 (配食器等破損リスク)	「42帰責者を問わず食器等が破損した場合の費用」は事業者とありますが、どのような事由により事業者のみの責任となるのでしょうか。	No.67の回答をご参照ください。
69	実施方針	32	資料1			リスク分担表 【運営・維持管理段階】	※1に「事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者」と記載があります。要求水準書の内容に沿った管理又は、一般的な管理をしていれば善管注意義務を果たしているとの認識でよろしいでしょうか。	民法第644条の規定において解釈される範囲と解します。
70	実施方針	32	資料1	No.44		リスク分担表 (施設の性能確保リスク)	施設引渡し時の状態として、性能及び機能が保たれていれば経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)2(7)②1)に記載のとおりです。事業期間終了時の引渡しに関する条件の詳細は、公募時に事業契約書(案)にて示します。